

持続的・自律的な行政経営の構築に向けて

# 東御市行政改革大綱

東御市行政改革推進本部

平成18年4月



## 目次

はじめに.....	1
改革が目指すもの.....	2
改革に向けた基本方針.....	3
(1) 新しい協働体制の創出.....	3
(2) スリムで迅速・的確な対応のできる組織の確立.....	3
(3) 定員適正化及び給与の適正化の推進.....	4
(4) 便利で分かりやすい行政サービスの提供.....	4
(5) 自主性・自律性の高い財政運営の確保.....	5
行財政改革の進め方.....	6
(1) 行財政改革の推進体制.....	6
(2) 行政改革大綱の計画期間.....	6
(3) 実施及び進行管理.....	6
実現に向けた方策.....	7
(1) 新しい協働体制の創出.....	7
民間活力の活用.....	7
公営企業及び第3セクターの経営健全化の推進.....	9
外郭団体等の運営の見直し.....	10
市民参画・市民との協働体制の確立.....	10
男女共同参画による市づくりの推進.....	11
(2) スリムで迅速・的確な対応のできる組織の確立.....	12
トップマネジメントの強化.....	12
行政を評価する仕組みづくり.....	12
職員の意識改革と職場の活性化.....	13
簡素で効率的な組織体制の確立.....	14
(3) 定員適正化及び給与の適正化の推進.....	15
定員適正化の推進.....	15
給与の適正化の推進.....	15
福利厚生事業の見直し.....	16
(4) 便利で分かりやすいサービスの提供.....	17
電子自治体の構築.....	17
窓口改善・サービス向上の推進.....	17
情報公開・情報提供の推進と透明性の向上.....	18
監視機能の向上.....	18
(5) 自主性・自律性の高い財政運営の確保.....	20
財政健全化に向けた基本的考え方.....	20
財政健全化目標値の設定.....	20



## はじめに

### 「東御市行政改革大綱」の策定にあたって

東御市行政改革推進本部長  
東御市長 土屋 哲 男

東御市が誕生してから 3 度目の春が巡って参りました。昨年は、わが国のみならず地球規模での異常気象、世界中で起きる無差別テロ、戦後最大級の鉄道脱線事故、低年齢化・残虐化する犯罪など、命の重みを改めて考えさせられる社会情勢となっております。また、踊り場の脱出、景気上昇などという言葉が新聞紙上を賑わしておりますが、本市を取り巻く経済情勢は依然として厳しい状況にあります。

本市において昨年は、3 月に策定した「東御市第 1 次総合計画」のもとで、「環境対策」・「子育て支援」・「教育の安心」に重点を置いた市政が展開された『市づくり元年』の年であり、東御市政の実質的なスタートの年でありました。

昨年の 11 月末には、国と地方で協議を進めていた三位一体改革が 3 兆円の補助金削減による税源移譲で大筋合意となり、具体的に動き出しました。

本市としましても、大きな時代の流れの中で、自立したまちづくりと安定した財政基盤を構築するため、本年を「改革の初年度」と位置づけ、行財政改革に取り組んでまいります。

そこで、ここに「東御市行政改革大綱」と、大綱にもとづく「東御市行政改革実施計画（集中改革プラン）」をお示しするものです。

新たなプランの策定にあたっては、「東御市行政改革審議会」や、市議会、市民の方々の貴重な御提言を踏まえ、従来の行政内部の改革を引き続き強力に推進していくほか、新しい協働体制創出のため「地域経営」の視点からの取組を盛り込みました。

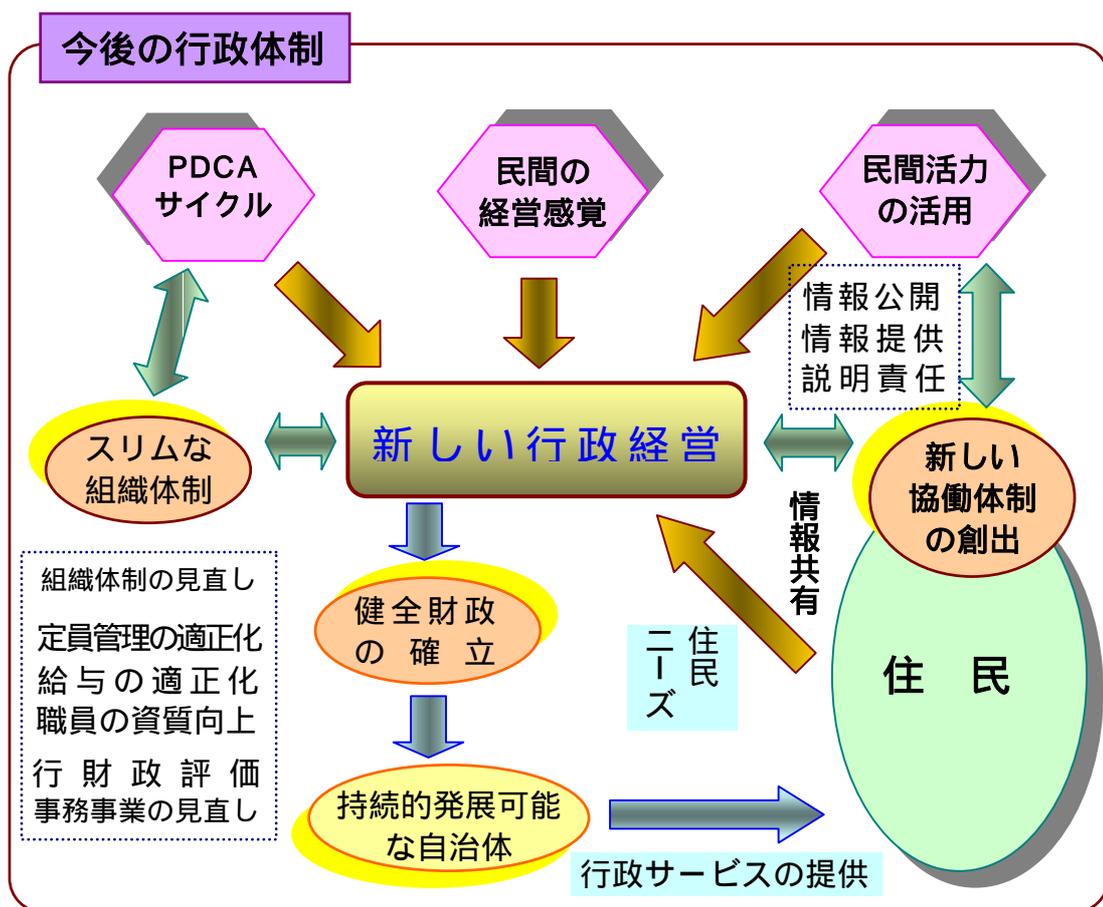
行財政改革の推進にあたり、市職員一人ひとりが当事者意識を持って万事に臨むことが重要であるとともに、市民の皆様のご理解とお力添えが何よりも大切です。今後とも持続可能で元気なまちづくりに向けた取組になお一層のご協力をお願いする次第です。

平成 18 年 4 月

## 改革が目指すもの

時代の変化や多様化、複雑化する行政課題に的確に対応しながら、将来にわたって持続的に発展を続ける市政を実現するため、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）による行政経営に基づき、スピード・コスト・成果を重視する民間の経営感覚を取り入れるとともに、事務事業等の見直しやスリムな組織づくりなど健全な行財政運営を目指します。さらに各過程において住民等の意見を十分に反映できるような仕組みを整えるなど、住民と行政との協働を推進する循環型の新たな行政システムの構築による、新しい公共空間作りを目指します。

また、ホームページや広報等を通じて、行政のありのままの姿を分かりやすい形で速やかに公表するなど、住民に信頼される透明で開かれた市政を目指します。



この目標の実現を目指すと共に、平成17年3月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を十分に踏まえ、次の5つの基本方針を定め、改革を推進します。

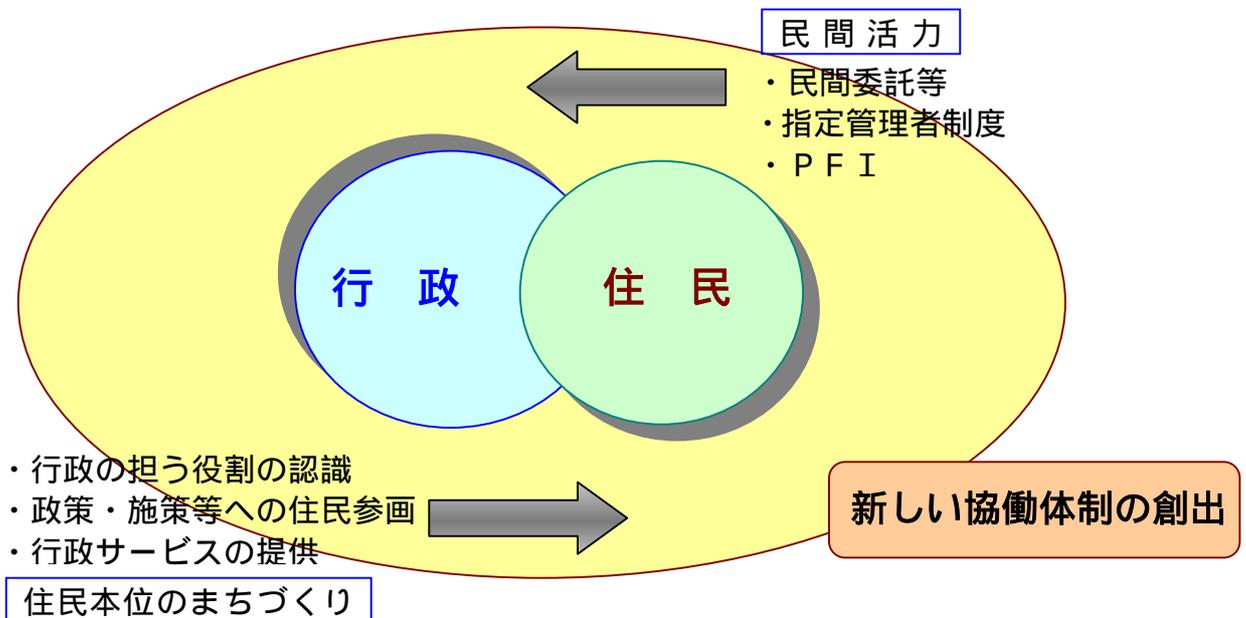
## 改革に向けた基本方針

### 5つの基本方針

#### (1) 新しい協働体制の創出

民間委託等の推進、指定管理者制度<sup>1</sup>の活用、PFI<sup>2</sup>手法の適切な活用の検討等、民間活力を活用しつつ、行政自らが担う役割の重点を十分認識したうえで、より充実した住民サービスが提供できるよう、「新しい協働体制」の形成を目指します。

また、地方分権時代にふさわしい住民本位のまちづくりを行うため、住民が政策形成や施策の推進に参画できるシステムづくりに取組み、住民との協働による行政運営を推進します。

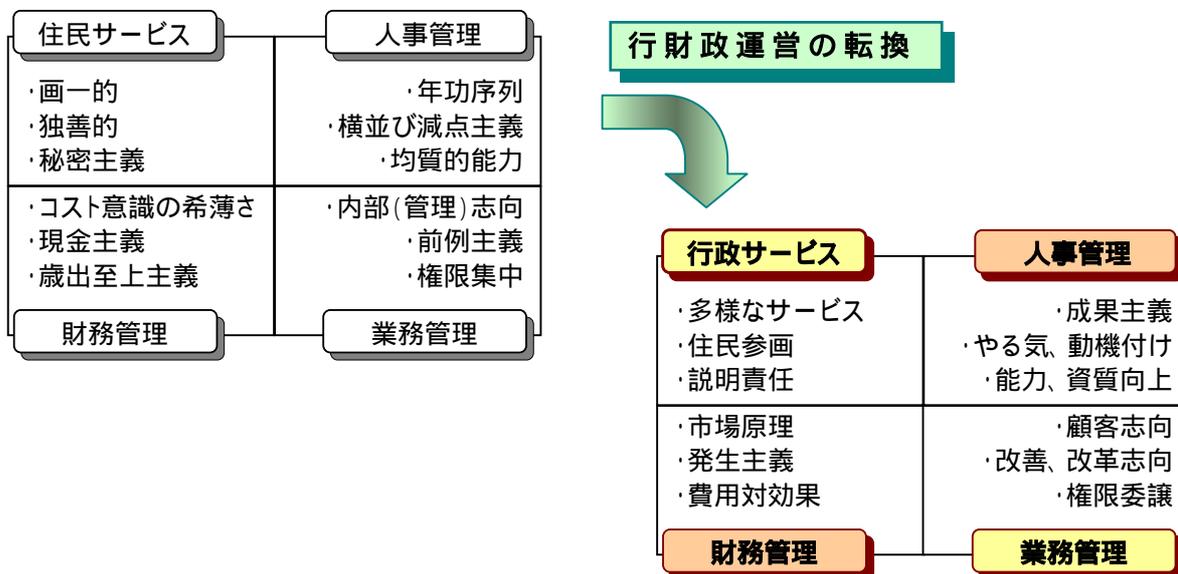


#### (2) スリムで迅速・的確な対応のできる組織の確立

地方分権の時代を迎え、持続的、発展可能な行政運営を目指し、トップマネジメント<sup>3</sup>の強化や行政評価システムの導入など民間の経営理念や手法等の利点をできる限り行政運営に取り入れ、民間活力を活用しながらスクラップアンドビルドによる事務事業の見直しを行い、住民本位、成果重視の視点を踏まえ、限られた資源（人・物・金・情報）を有効に活用することにより、コスト意識や経営感覚を取り入れた行政運営を確立します。

また、行政サービスの担い手である職員一人ひとりが資質の向上と意識改革に努め、前例や固定観念にとらわれない柔軟な思考と行動力をもって多様な住民ニーズに迅速かつ的確に

対応するとともに、組織の使命や課題の達成に向けて、明確な目標を持って業務に取り組むことができる意欲あふれる職場の醸成に取り組めます。



### (3) 定員適正化及び給与の適正化の推進

簡素で効率的な行財政システムを構築するためには、人件費の抑制が急務となっています。そのためには、事務事業の整理、組織の合理化、民間委託等の推進、市民協働の仕組みづくり等の取組みを通じて、職員定員の適正化を推進するための計画策定を行います。

また、給与制度やその運用などについても、手当の総点検をはじめとする給与の適正化をさらに推進します。



### (4) 便利で分かりやすい行政サービスの提供

「住民本位の行政サービス」をモットーとし、住民の視点に立った便利で分かりやすい行政サービスの質的な向上を図ります。そのために、行政事務の情報化を推進し、庁内事務の効率化を図るとともに、情報提供や申請・届出の手続きについてICT<sup>4</sup>を積極的に活用し、行政サービスのコスト削減、迅速化、利便性をより一層向上させる電子自治体<sup>5</sup>の構築を目指します。



## (5) 自主性・自律性の高い財政運営の確保

質の高い行政サービスを今後も継続的に提供していくために、様々な環境変化にも機敏かつ柔軟に対応できる効率的な財政基盤の構築を目指します。そのため、各種財政指標について、目標値を設定し、その達成に努めます。

### 指定管理者制度（ 1 ）

従来、出資法人等に限定されていた公の施設の管理委託制度を改め、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」（民間企業も可）が、公の施設の管理を代行することとした制度。

### PFI（Private Finance Initiative）（ 2 ）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

### トップマネジメント（ 3 ）

もともとは、企業において、企業全体の舵取りを行う最高経営陣による経営管理のことを指すが、市においては、市長・助役等組織の上層部が、基本政策や重要施策の企画・立案、総合調整を行うこと。

マネジメントシステムにおいては、マネジメントシステムの方針・目標を定める責任を負う人（場合によって複数）を意味します。マネジメントシステムは、組織活動の責任と権限を明確にすることを一つの大きな目的としており、トップマネジメントの役割を明確化することがマネジメントシステムの大前提となります。

### ICT（ 4 ）

Information and Communication Technology の略。

IT だけでは情報を活用する創造的能力を確保できないことから、お互いの情報流通としてコミュニケーションを加えた技術で、IT からさらに一歩進んで、情報にコミュニケーションの重要性、つまり認知され、認識することまでを含めた技術です。

総務省では、「u-Japan 構想」を踏まえ、早急に取り組むべき重点施策を平成 17 年度の政策大綱として提示。なお、増大するコミュニケーションの重要性に鑑み、平成 16 年 8 月「IT 政策大綱」から「ICT 政策大綱」へ名称変更。

### 電子自治体（ 5 ）

ICT を活用し、行政サービス（申請・届出その他申込み、公共施設の空き状況の確認・予約受付、各種情報提供等）を電子的に提供することにより、住民サービスの向上、行政事務の効率化及び地域の活性化を図ること。

## 行財政改革の進め方

### (1) 行財政改革の推進体制

行財政改革の推進体制として、庁内に「行政改革推進本部」、「行政改革推進委員会」及び「行政改革推進委員会幹事会」を設置するとともに、民間の有識者等からなる「東御市行政改革審議会」を設置し、行財政改革を推進します。

### (2) 行政改革大綱の計画期間

行政改革大綱（以下「大綱」という。）の計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間とします。

### (3) 実施及び進行管理

行財政改革の実施にあたっては、大綱に基づき、年度計画と可能な限り数値目標を定めた行政改革大綱実施計画（以下「集中改革プラン」という。）を策定し、計画的に取り組めます。

集中改革プランに掲げた取り組み項目の着実な推進はもとより、できる限り前倒しでの実施に努めるとともに、国の「三位一体」改革の進展をはじめとする社会経済情勢の動向を踏まえ、毎年度、集中改革プランの見直しを行うこととします。なお、集中改革プランの進捗状況については、次の方法で公表します。

#### 行政改革推進委員会等の定期的開催

行財政改革実施のための推進主体として行政改革推進委員会等を定期的で開催し、全庁一丸となって行財政改革の着実な推進や見直しに取り組めます。

#### 審議会への報告

集中改革プランの推進状況について、有識者・住民等で構成する東御市行政改革審議会に適時報告するとともに必要に応じて諮問をし、委員会で審議頂いた答申等を集中改革プランの推進・見直しに反映します。

#### 住民への説明

集中改革プランの推進状況やその効果等については、行政評価等の取組みとの整合を図りつつ、予算・組織編成過程における見直しも踏まえ、住民にわかりやすい形で説明・公表します。

行財政の健全化により、持続的に発展可能な自治体へ

自立型



国・県依存型

地方交付税・補助金により、国にコントロールされている自治体から

## 実現に向けた方策

### (1) 新しい協働体制の創出

#### 民間活力の活用

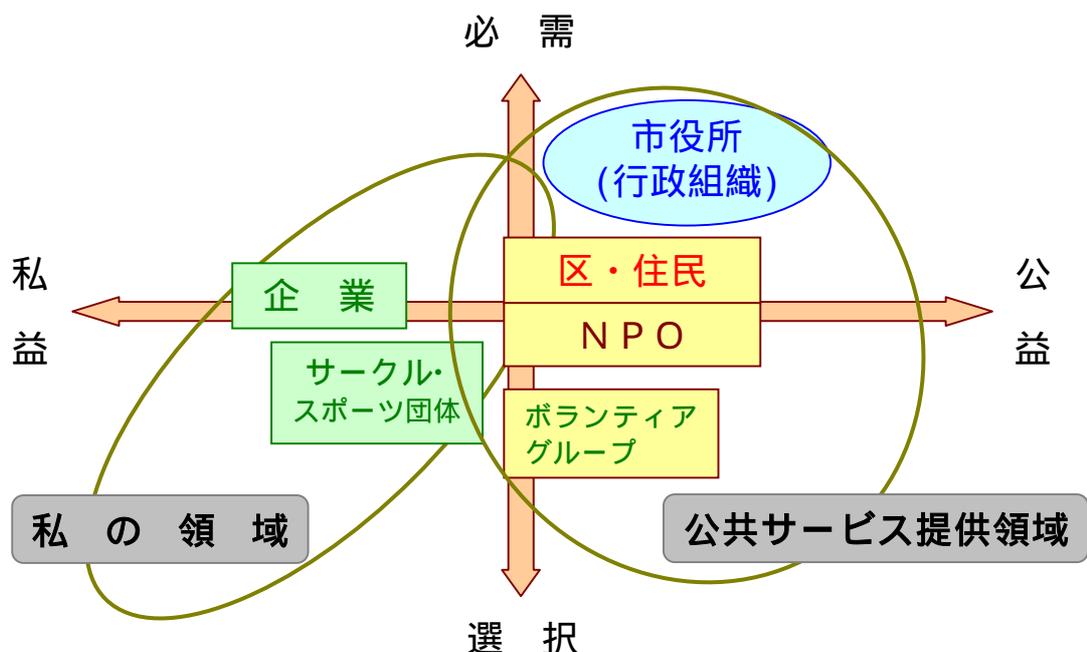
##### 【 現況と課題 】

市には17年7月現在125の公の施設が存在していますが、合併以前から旧町村で民間委託を推進しており、32施設(26%)について、指定管理者制度を適用しています。今後は、行政自らが担う役割を十分認識したうえで残りの施設についても、民間委託等を検討する必要があります。

##### 【 今後の取組み 】

行政責任の確保を踏まえながら、信頼性、サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分検討したうえで、民間事業者と競合する事務事業や民間企業の高度な専門知識・経営資源を活用する方が効果的な業務については、「民間にできることは民間に」を基本に、民間活力を活用し、行政自らが担う役割の充実を図ります。

行政と企業、行政と住民やNPO等との役割分担を明確にし、民間でできるものは民間に委ねることを原則に、民営化や民間委託を積極的に推進していくための民間団体の育成に努めます。



## 指定管理者制度の活用を含む公共施設運用の適正化・管理運営の見直し

### 【 現況と課題 】

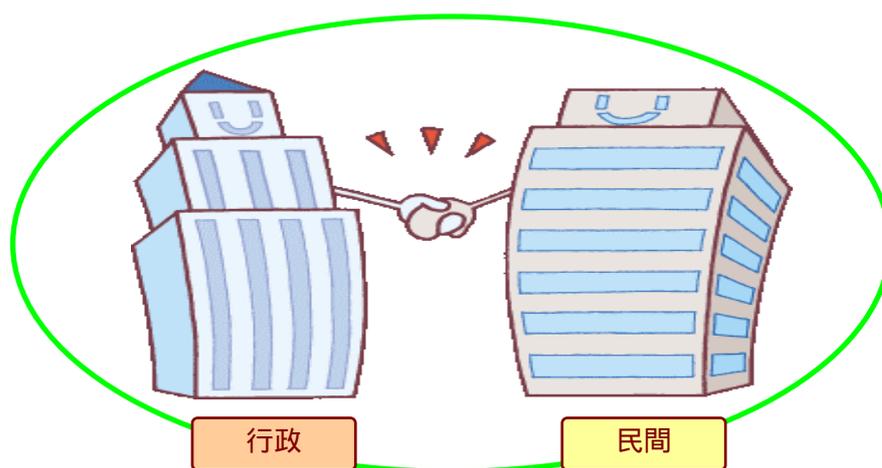
公共施設運用の適正化と管理運営の見直し作業については順次進めていますが、今後の課題として、例えば、給食業務については、旧東部町地区では自校給食制、旧北御牧地区では給食センター制で運営しており、公共施設運用の適正化の観点から今後のあり方について、住民との調整を図りながら検討する必要があります。

また、公共施設の管理運用については、民間活力の活用の観点から、指定管理者制度の活用等と比較検討したうえで、PFI事業等の活用についても検討する必要があります。

### 【 今後の取組み 】

平成16年4月の合併を機に、指定管理者制度への移行にともなう管理のあり方について一定の見直しが済んでいますが、さらに、現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、制度面の改善も含めて、管理のあり方についての検討を行います。

また、今後新たな大規模施設建設の計画に際しては、PFI事業の活用を選択肢の一つとして検討することとします。その際は、PFI事業選定の手続、事業自体の透明性の確保を図りつつ、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、市、PFI事業者、金融機関等の間での適切なリスク分担に留意し、事業の安定性を確保することとします。



## 公営企業及び第3セクターの経営健全化の推進

### 【 現況と課題 】

#### 1) 地方公営企業の経営健全化

##### ア 東御市民病院

公営企業の東御市民病院事業については、住民の健康を守り、地域医療の向上に努め、患者が安心・信頼できる医療をめざして、『地域住民の医療ニーズに信頼と安心してこたえられる医療』を理念に保健、医療、福祉の一体的な提供の確立を目指し、地域の福祉向上に努めています。

病床は60床、診療科目は内科、外科、消化器科、循環器科、整形外科、肛門科、呼吸器科、小児科、アレルギー科、リハビリテーション科、眼科、泌尿器科、麻酔科があります。

現在、診療スタッフの募集を行い、診療部門の整備・充実を図っておりますが、繰入金等財政の現状などを踏まえ、経営の健全化を推進する必要があります。

##### イ 上下水道事業

水道事業の健全経営化を図るために、事務事業の簡素・効率化、定員の適正化、人事管理制度の見直し、住民サービスの向上等を柱とする、経営改善計画の策定を検討する必要があります。さらに、下水道事業については、健全経営の観点から受益者負担の原則に基づき、料金改定の見直しや公営企業への移行を進めています。

#### 2) 第三セクターの見直し

市では合併により旧町村から(株)信州東御市振興公社と(株)東御市北御牧振興公社の2つの振興公社を引継ぎ、市内の温泉施設が4施設になったことを受け、振興公社の統合や各施設の統廃合を含めた第3セクター(振興公社)のあり方についての見直しを検討中です。

### 【 今後の取組み 】

公営企業及び第3セクターの経営の総点検を行い(株)信州東御市振興公社と(株)東御市北御牧振興公社の統廃合を含む)更なる経営健全化に向けて積極的に取組みます。

企業会計等においては、独立採算の原則に立ち、受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税で賄うべき経費(一般会計からの繰り出しなど)との基準を明確にし、定員管理及び給与の適正化、アウトソーシングの推進、受益者負担の適正化など経営健全化を推進します。

さらに、計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組めます。

また、病院事業など、民間で対応可能な事業については、官民の役割分担の観点から抜本的な見直しについて、調査・研究を進めます。

## 外郭団体等の運営の見直し

### 【 現況と課題 】

外郭団体<sup>6</sup>は、社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズに対し、市が直接事業を実施するよりも効率的・効果的な公共サービスを提供するために設立され、現在も行政を補完・代行する役割を果たしています。

市の外郭団体である東御市土地開発公社には、土地を中心に多額の債権・債務が存在しています。この土地開発公社所有の土地の有効活用及び整理等の早急な推進が必要です。



### 【 今後の取組み 】

指定管理者制度の導入など外郭団体を取り巻く環境が著しく変化していることから、団体の目的、事業内容、果たしている役割、職員の状況などを点検し、社会経済情勢の変化などにより必要性が薄れているものについては整理統合を進めます。

また、引き続き存続する団体においては、運営に対する市の関与を縮減し、自立を促すとともに、団体が自律的・主体的運営に取り組むことができるような環境を整備します。

#### 外郭団体（ 6 ）

国や地方自治体などの行政機関と連携を保ちながら、その活動や事業を補完・代行する団体。財団法人、社団法人など形態は多様であるが、行政機関から出資を受け、あるいは補助金を交付されるなど、財政的な援助や職員の派遣による人的援助を受けることが多い。

## 市民参画・市民との協働体制の確立

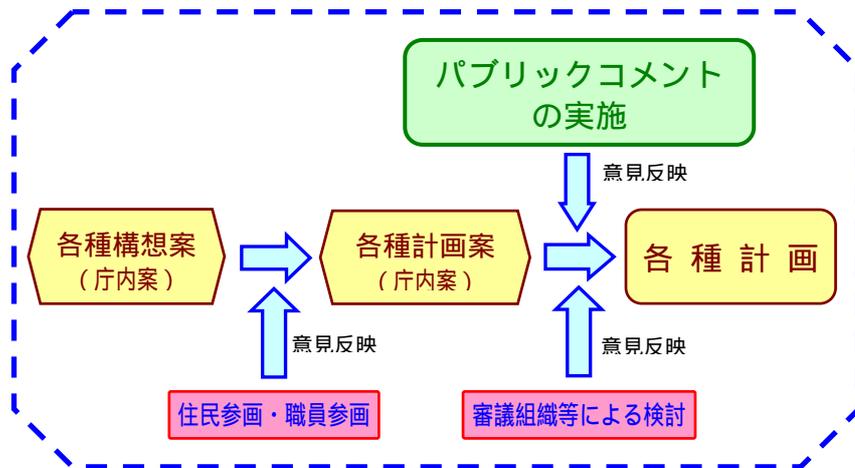
### 【 現況と課題 】

様々な機会を捉えて、地域のまちづくり活動を行う市民団体やNPO等への支援や、住民の意見や要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るなど、市民参画・住民との協働体制の確立を推進してきましたが、これまで以上に住民と行政がより良いパートナーとなり、お互いの知恵と力を出し合う市民協働のための仕組みづくりを推進する必要があります。

### 【 今後の取組み 】

住民活動の促進と新たな住民参加を進めるために、パブリックコメント<sup>7</sup>手続の構築などの仕組みづくりを進めます。

また、地域づくりサポーター等既存の組織の活用、団塊世代の退職者などと連携し、自治会、市民団体やNPO等の自立のための積極的な支援を行います。



#### パブリックコメント（ 7 ）

行政機関が規制の設定または改廃にかかる自治体規則・計画等を策定しようとするときに、事前に案を公表し、これに応じて人々から提出された意見を考慮して、意思決定を行う手続きである。住民の意見を聴く方法として、中央や地方を問わず、広く行われている。しかし、意見の集約と利用の方法は確立されていない。

中央省庁などで行われているものは、法律によって定められた制度ではなく、閣議決定（平成11年3月23日「規制の制定又は改廃に係る意見提出手続」）に基づく制度である。現在法制化が進められている。

## 男女共同参画による市づくりの推進

### 【 現況と課題 】

性別に基づく固定的役割分担意識等により、女性に意欲と能力があってもそれを十分に活用できていない状況があります。男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場や機会を通じて、男女共同参画の意識の醸成を図るとともに、行政が率先垂範して、施策形成過程への女性の配置について、積極的に取り組むことにより、男女共同参画による市づくりを推進する必要があります。

### 【 今後の取組み 】

男女があらゆる分野に参画し、共に輝き、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会を実現するため、平成17年度に策定した「東御市男女共同参画プラン」に基づき、諸施策を計画的かつ効果的に推進します。

## (2) スリムで迅速・的確な対応のできる組織の確立

### トップマネジメントの強化

#### 【 現況と課題 】

市では市の基本方針及び重要施策に関する事項については、市長、助役、収入役、教育長、部長職で構成する「庁議」において、意思決定を行っています。今後は状況に応じて民間的経営感覚を取り入れ迅速かつ的確な対応を行うため、トップマネジメントの強化を図る必要があります。

#### 【 今後の取組み 】

行政を取り巻く状況の変化や新たな住民ニーズに的確に対応した施策を実施していくため、必要性、緊急性、有効性、効率性など総合的な視点から、施策の選択や実施について迅速かつ適切に意思決定できるよう市政アドバイザー<sup>8</sup>等の積極的な活用を図り、トップマネジメントを強化します。

市政アドバイザー（ 8 ）

民間の様々な分野で活躍されている方々や学識経験者からなり、東御市のまちづくりに向けて、民間の視点や専門的立場から市長等へ助言・提言を行う委員。

### 行政を評価する仕組みづくり

#### 【 現況と課題 】

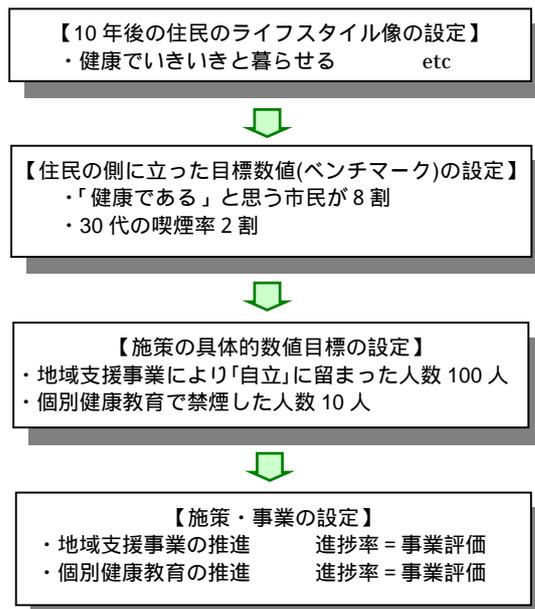
市では一部、環境マネジメントシステム(ISO)を導入しているものの、市の施策や事務事業の効果、効率性などを全体的に評価する仕組みが完成していません。スリムな行政組織や行財政の健全化を推進するためには、成果重視の視点に基づいて行政を評価する仕組みを作る必要があります。

#### 【 今後の取組み 】

従来は、往々にして、いくら支出したか、あるいは、どのような施設ができたかなどで行政を評価しがちでした。

目標

手段



今後は、成果重視の視点に基づき、いかに住民満足度を向上させたかという観点で、市の施策や事務事業について、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を客観的に評価する仕組みとして、ベンチマーク<sup>9</sup>の設定や業務棚卸(平成16年度実施済み)<sup>10</sup>、等の行政評価制度の導入・定着化に取組み、事業仕分<sup>11</sup>等による事務事業の適正化を推進します。

ベンチマーク( 9 )

ベンチマークは、本来、測定の水準基準を意味します。行政評価においては、目標とその実績を住民にわかりやすく示す指標のことです。その設定にあたっては、事業の活動量(アウトプット)ではなく、政策の成果(アウトカム)を用いるのが適当です。

業務棚卸( 10 )

組織の中でどのような業務が何を目的として遂行されているのかを総ざらいすることによって把握し、組織の目標等を再確認する作業。

事業仕分( 11 )

自治体職員と住民や外部参加者(他自治体の有志議員や職員、経営者、NPO等)が議論をしながら、その自治体の仕事の要否(そもそも世の中に必要なサービスなのか?)や実施主体(官or民、国or地方)などにつき、個々の事業ごとに評価していく作業。

## 職員の意識改革と職場の活性化

### 【 現況と課題 】

今までの職員は、法令、条例、規則等を遵守することが重んじられていました。これからはそれに加え職員一人ひとりが、有効性・効率性の評価を重視した、PDCAのマネジメント・サイクル(Plan(計画) - Do(実施) - Check(評価) - Action(改善)を繰り返す)に基づき、不断に事務事業の見直し・改善に取り組むなど鋭敏な経営感覚とコスト意識を持って市政改革にチャレンジする改革気運を醸成する必要があります。

### 【 今後の取組み 】

職員の意欲・能力が住民のために最大限生かされる環境づくりを推進します。

そのために、行政能力の向上や高度な専門知識の習得などを目的とした人材育成計画を策定します。

また、職員の資質向上を図るとともに、職員がやりがいとやる気を持って職務に精励でき、各々の持つ能力と創造性を発揮し、明確な目標を持って職務に取り組むことができるよう、現行の勤務評定制度(目標管理制度<sup>12</sup>)を、国の給与制度改革の動向を踏まえて見直します。

さらに、PDCAのマネジメント・サイクルの流れで、施策や事業を実施した結果について、事後的に評価(目標達成度の測定及び課題の検証)を行い、改善に結び付ける体制を整備します。

目標管理制度( 12 )

職員一人ひとりが目標を設定し、その達成のための努力を通じて、成果をあげることを目的とする人事管理手法。

## 簡素で効率的な組織体制の確立

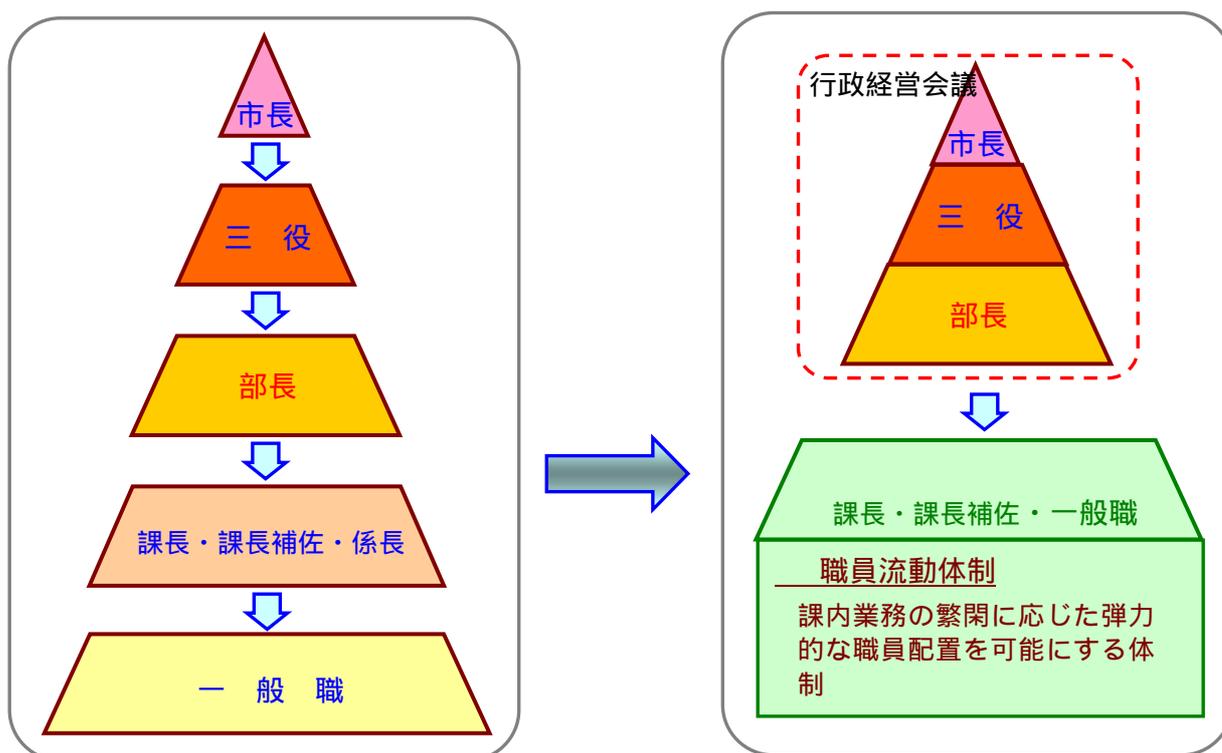
### 【 現況と課題 】

新市になって部制が導入されましたが、導入後間もないため部制のメリット・デメリットがそれぞれ生じています。今後は、デメリットを解消し、メリットをさらに活かすための政策推進体制の強化や組織体制の見直しが必要となります。

また、今後の団塊世代の大量退職による人材不足を補うために、幅広く人材確保を検討する必要があります。さらに、簡素で効率的な組織体制を確立するために、専門職の育成や職員個々の資質の向上も必要となります。

### 【 今後の取組み 】

政策推進体制の強化や組織体制の見直しとして、成果を重視した組織体制の再編や職員相互の応援体制の構築、庁内人事の公募制度（F A制）の導入等を検討し、簡素で効率的な組織体制を確立します。また、幅広く人材を確保するために、民間からの中堅職員の中途採用や退職者再任用制度の活用等を推進します。



### (3) 定員適正化及び給与の適正化の推進

---

#### 定員適正化の推進

##### 【 現況と課題 】

市では合併以来、厳しい財政状況や地方交付税制度の見直し等、国の構造改革の動向等を踏まえ、より簡素で効率的な行政体制を目指して、定員適正化の推進に取り組んできました。

今後も、最小の経費で最大の効果を上げるため、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、ICT化の推進、市民協働の取り組み等を通じて、職員数の抑制が必要となります。

一方、総合計画の実現に向けて、重点分野へ人員の加配を行う等の弾力的な定員管理の運用も必要になります。

##### 【 今後の取り組み 】

定員適正化にあたり、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析するとともに、国の定員モデルや類似団体別職員数との比較を行ったうえで、可能な限り目標を数値化し、具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いて定員適正化計画を策定します。

##### 主な定員適正化計画の概要

- ア 事務事業評価などによる事務の見直し
- イ 公共施設管理・調理業務などの民間委託の推進
- ウ 組織・機構の見直し
- エ 非常勤職員の活用

#### 給与の適正化の推進

##### 【 現況と課題 】

市では、合併時に、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び旅費日当の見直しを行いました。退職手当の支給率については、従来から国に準じていますが、今後は、時間外勤務の縮減など、給与の適正化をさらに推進する必要があります。

##### 【 今後の取り組み 】

国・民間等との均衡を踏まえた給与制度の適正化を図りながら、職員の能力・業績の適正な評価に基づいた給与制度のさらなる整備を推進します。

また、住民の納得と理解が得られるよう、さらなる運用・水準の適正化に取り組めます。さらに、取り組みの内容・結果等を住民にわかりやすく公表します。

## 福利厚生事業の見直し

### 【 現況と課題 】

職員の福利厚生事業については、合併時に一定の見直しを行ったところですが、民間企業との比較、他自治体の動向等を調査、研究のうえ、さらなる見直しを図る必要があります。

### 【 今後の取組み 】

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施します。

また、人事行政運営等の状況の公表の一環として、福利厚生事業の実施状況等を住民に分かりやすく公表します。

ヨイショ!



地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生事業を実施します。

## (4) 便利で分かりやすいサービスの提供

---

### 電子自治体の構築

#### 【 現況と課題 】

長野県電子自治体協議会での協議に基づき、各情報化施策の推進に取り組んできましたが、ICTを活用した業務改善の推進や電子申請の導入など、さらに事務事業効率や行政サービスの向上を推進する必要があります。

#### 【 今後の取組み 】

情報処理・通信技術が飛躍的に発展し、高度情報化が急速に進む中、情報収集・意思決定の迅速化や効率的な業務処理体制の構築を目指し、ICTを活用した業務改善を推進するとともに、費用対効果の明確化・公表に取り組む、住民サービスのより一層の向上を図ります。

また、個人情報の保護や情報格差の解消に配慮しながら、現在一部で行われているICTを活用した各種申請・届出手続きのオンライン化など各種システムの整備を行うとともに、長野県電子自治体協議会の協議を受けて電子自治体の構築を目指します。

### 窓口改善・サービス向上の推進

#### 1) 住民サービスの利便性及び質的向上

#### 【 現況と課題 】

住民サービスの向上については、全庁で取り組んできましたが、さらなる住民サービスの向上の面から、バス路線の再編、窓口サービスの充実、税金等の収納に係る利便性の向上等、検討すべき課題も数多く残っています。

#### 【 今後の取組み 】

組織全体で住民サービスの向上を図り、住民の満足度を高めるため、来庁者への適切な対応、要望、意見等への迅速な対応、申請書類等の簡素化や処理時間の短縮に努めるとともに、公共料金の納付窓口の拡大や窓口時間延長の検討、市民ホールの活用による来庁者への利便性の向上を図るなど、窓口改善・サービスの向上を推進します。

## 2) 各種住民サービスにおける受益者負担の見直し

### 【 現況と課題 】

住民サービスの中には防災、義務教育など利用者負担を伴わないものから温泉施設等利用料のように多くを利用者の負担でまかなっているものまで、その負担割合は様々です。しかし、各種住民サービスの経費の大半は直接サービスを受ける住民以外の住民の税金で広く支えられています。行財政の健全化を推進するために、また、サービス利用者と納税者全体の公平性の視点からも証明書手数料、各種施設利用料などの各種住民サービスにおける受益者負担の見直しが必要となります。

### 【 今後の取組み 】

各種住民サービスについては、その必要性、サービス水準、実施主体、利用者負担のあり方などについて抜本的な見直しを行います。

## 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上

### 【 現況と課題 】

住民との協働体制の構築を推進するうえで、行政における公正の確保と透明性の向上を目指さなければなりません。そのためには、既の実施されている情報公開条例や個人情報保護条例の運用にとどまらず、入札・契約制度の改革など、開かれた行政体制の構築を推進する必要があります。

### 【 今後の取組み 】

公平、公正で住民に開かれた市政を確立し、住民と行政との信頼関係を構築するため、現在実施されている議会議事録、行政資料、財務資料の公開をさらに拡大し、情報公開制度の拡充を進めます。また、市広報やホームページ等の活用による行政情報の積極的な提供を行います。

## 監視機能の向上

### 【 現況と課題 】

地方分権の進展による市及び外郭団体等の自己決定権の拡大に伴い、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることの必要性が高まっており、監視機能の向上を図る必要があります。

### 【 今後の取組み 】

住民等に対する説明責任を果たすため、また行政の公正の確保と透明性のさらなる向上

を目指すため、財務監査（随時監査） 財政援助団体等への包括外部監査などの「外部監査制度」<sup>13</sup>の調査・研究を行い、監査結果の積極的な公表を実施するなど情報公開・情報提供の推進と透明性の向上を図ります。

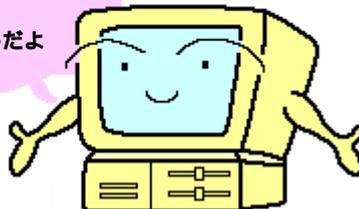
また、集中改革プラン等の進捗状況や行政評価の結果等について随時、議会に報告・説明を行うとともに、住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取組みを行います。

外部監査制度（ 13 ）

監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるために、平成9年の地方自治法の改正により創設され、地方自治体と契約を締結した弁護士や公認会計士などの外部監査人により、地方自治体が監査を受ける制度。



僕がいるから、  
誰でもどこからでも、  
手続が  
できるんだよ



## (5) 自主性・自律性の高い財政運営の確保

### 財政健全化に向けた基本的考え方

#### 【 現況と課題 】

財政の健全化においては、予算編成手法の見直し、税収等の確保、貸付金の回収、補助金の見直し、未利用地の活用、特別会計の経営健全化、事務事業のスクラップアンドビルドの推進など、多くの課題が存在します。

#### 【 今後の取組み 】

市政の持続的発展を支える安定した財政基盤を確立するため、市税等の収入確保や使用料、手数料等の受益者負担の適正化、市有財産の有効活用などにより自主財源の確保に努めるとともに、「歳入に見合った歳出」を基本として、定員や給与の適正化など内部管理経費の削減をはじめ、事務事業の見直し、補助金等の見直しや公共工事コストの縮減、公的施設の見直しを図るなど、財政の健全化を推進します。

### 財政健全化目標値の設定

#### 【 現況と課題 】

平成16年度末現在（普通会計ベース）、本市の市債<sup>14</sup>残高は154億円、財政の健全性を測る代表的な指標である経常収支比率<sup>15</sup>は85.2%、起債制限比率<sup>16</sup>は9.4%となっております。財政の健全化をさらに推進するため、これらの各種財政指標について、一層の改善を図る必要があります。

#### 【 今後の取組み 】

市債残高・起債制限比率等の各種財政指標について目標値を設定し、その改善・健全化に取り組めます。

市債（ 14 ）

建設事業等の資金調達のための借り入れで、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

経常収支比率（ 15 ）

地方公共団体の経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）のために、経常一般財源（市税、地方交付税等）がどれだけ充用されたかを示す比率を％で表したものをいう。普通70～80％に分布するのが標準的とされており、80％を著しく超えると財政構造が硬直化しているため、その原因を究明し、経常的経費の抑制に努める必要があるとされている。

起債制限比率（ 16 ）

市税収入に代表される、その使い道を自由に決められる収入（一般財源）のうち、公債費（市債の元利償還額）に充てている割合を3カ年の平均値で表したものをいう。20％を超えると地方債の許可が一部制限される。